



ストックオプションの 所得税課税に関する高裁判決について

高裁判決の概要

このNews Flashはストックオプションの所得税課税についての最新判例(平成16年3月8日現在)の情報及び申告上の留意点を解説するものです。

このNews Flashに基づき、具体的な決定を下される前に、プライスウォーターハウスクーパースの担当者にご確認されることをお勧めいたします。

東京高裁は本年2月19日と同月25日、先に出された東京地裁の判決を覆して、海外の親会社から付与されたストックオプションであっても、それは広義の雇用関係に基づいて日本の子会社従業員に付与されるものであるため、当該ストックオプション行使により生じた所得は一時所得ではなく給与所得であるとして、国税当局の見解に沿った判決を下しました。

納税者側は、以下のような理由から一時所得であるとの主張を行ないました。

- (1) スtockオプションの行使によりもたらされる所得の額は、株式市場における相場変動等の不確実性に大きく影響され、従業員(納税者)の労務との量的相関性を欠いているため労務の対価性要件を欠いている。
- (2) スtockオプションからの所得や、ストックオプションそのものは、直接の雇用者から支給あるいは付与されるものではないため給与所得該当性を欠いている。

これに対して裁判所は、ストックオプションはそれ自体が従業員(納税者)に対する精勤の対価を与えることを目的とした報酬制度であり、上記の要因はいずれも労務の対価性・給与所得該当性を否定するものではないとの判示を行ないました。

納税者は上記高裁判決に対して上告の意向であり、ストックオプションの所得についての最終的な判断は最高裁に委ねられると考えられます。通常は最高裁判決が下されるまでは数年かかると予想されるため、それまではストックオプションにおける所得税法上の取扱い(確定申告と修正申告に関して)が確定しない状況が続くと考えられます。

プライスウォーターハウスクーパース
税理士法人 中央青山
代表電話：03-5251-2400
<http://www.pwc.com/jp/tax>

© 2004 PricewaterhouseCoopers.
All rights reserved.

2003年度の個人申告にあたって

2003年度中にストックオプションによる所得が生じた納税者の方は、一時所得として申告したときに賦課されるであろう延滞税や過少申告加算税等を避けるために、給与所得として申告されることを推奨いたします。今後最高裁において、ストックオプションの所得を一時所得とする逆転判決が出される可能性は否定できません。もし、このような判決がストックオプションから生じた所得を給与所得として申告した年の申告期限から5年経過日より後に出された場合、原則として税務当局としてもその職権で減額更正を行うことはできず、従って納税者は税額の還付を受けられないこととなります。ストックオプション所得の給与所得申告額が多額であった納税者で、将来的な税金還付請求権を確保しておきたいと希望される場合は、所轄税務署に対して更正の請求¹をされることを推奨します。更正の請求の期限は、法定申告期限から1年とされていますので、2002年度申告分については2004年3月15日までに、2003年度申告分については2005年3月15日までに更正の請求を行うこととなります。

現状のように確定判決が出ていない状況であっても、このような更正の請求が容認されるとは考えにくく、その場合は請求棄却の通知から2ヶ月以内に所轄税務署に対して異議申立を行わなければなりません。異議申立から国税不服審判所の審査請求までは、殆ど費用はかかりません。しかしながら、更に司法的解決（裁判所に訴訟を提起する）を求める場合は裁判費用がかかりますので、還付される可能性のある税額の多寡を考慮に入れた上で訴訟まで行なうかどうかの決定を下すことが重要と思われれます。当法人におきましては、納税者の方のそれぞれ固有の状況に応じた今後の対応策の検討を承っております。詳細は当法人の貴社担当者ないしは下記までお問い合わせください。

ご質問につきましては以下の担当者までご連絡ください。

織 米太郎	パートナー	電話： 03-5251-2564 yonetaro.ori@jp.pwc.com
荒井 優美子	シニアマネージャー	電話： 03-5251-2475 yumiko.arai@jp.pwc.com
遠藤 浩二郎	シニアマネージャー	電話： 03-5251-2443 kojiro.endo@jp.pwc.com

¹ 一時所得の課税標準額は所得の2分の1とされており、税負担は給与所得の半分となります。申告は給与所得として行ったが、国税当局に対して不服申立をする意思のある方は、減額の更正請求（課税所得を一時所得として算定した場合の税額への減額更正）を行うことができます。